

都城市長 宛て

所在地
申請者 名称
代表者氏名

みやこのじょうすくすく Pay ポイントの利用に係る請求事務について

みやこのじょうすくすく Pay ポイントの利用に伴う請求については、下記のとおり取扱いを
されますようお願いいたします。

記

1 請求手続き

当事業所からは請求書の発行を行いません。

都城市は、みやこのじょうすくすく Pay ポイントの発行・管理システムの利用実績額に基づき支払いを行ってください。

2 代金振込日

(1) 毎月1日～15日利用分については当月末までに

(2) 毎月16日～月末利用分については翌月15日までに

※加盟店は締め日から3日以内に、みやこのじょうすくすく Pay の管理画面で当該取扱期間における取引履歴を確認し、ポイント取引金額に疑義が生じた場合、市に連絡します。